

9. 治安对策

1 首都東京を守るテロ等対応力の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

<現状・課題>

近年、欧米諸国において、車両や刃物等を使用したテロ事件が相次いで発生するとともに、海外で邦人や我が国の権益がテロの被害に遭う事案が発生するなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中、I S I L等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。

また、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、流出に対する取締りを強化することが求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設が多数所在し、かつ、高度な技術情報等を保有する企業、研究機関等が多数所在する首都東京において、テロ対策及び技術情報の流出防止対策を強化することは、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を駆使したテロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発用物品等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信により、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (3) C B R N鑑識を実現する最新のN B C検知資器材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資器材、高度先端技術（8 K、5 G、A I等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資器材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。
- (4) 技術情報等の流出防止に向けて、最新情勢の把握、企業、研究機関等との情報共有、流出事案の実態解明に向けた資器材の充実強化、捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資器材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

令和2年中は、複数の防衛関連企業、大手電気通信事業者が、外部からの不正アクセスを受け情報が流出した可能性があるとして公表したほか、大手製造業者からも、従業員が在宅勤務時に社用端末からSNSを利用した際にウイルスに感染させられるなどの手法により個人情報等が流出したとの発表が行われるなど、国家の関与が疑われるものも含め、国内外で政府機関、重要インフラ事業者等を標的としたサイバー攻撃が激しさを増している。

これらの状況を踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。

- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資器材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たなICTの活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。

<現状・課題>

令和2年中の都内における刑法犯認知件数は、8万2,764件で、犯罪抑止総合対策を開始した平成15年以降から18年連続で減少し、戦後最小を記録した。これは、戦後最悪であった平成14年に比べて73%減少したことになり、各種取組の成果が着実に現れていると言える。

しかしながら、本年1月に発表された「都民生活に関する世論調査」における「都政への要望」の中で、「治安対策」は、高齢者対策に次いで挙げられ、依然として高い割合を占めている。これは、極めて厳しい状況が続いている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、深刻な社会問題となっている児童虐待事案を含む人身安全関連事案、登下校中の児童が犠牲となった交通事故の発生等のほか新たに「コロナ禍」に乗じた犯罪も発生するなど、都民が治安の回復を十分に実感するに至っていないことを意味している。

また、こうした状況の下、深刻化するサイバー空間の脅威への対処等をはじめ、個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化するなどして、治安対策に係る負担は、従前と比べてむしろ増大している。

加えて、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持を担う警察としての特殊性を有していることから、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えているほか、近年、日本各地に甚大な被害をもたらす台風等の暴雨災害に際しては、警視庁管内はもとより、警察官を被災地に派遣し、救助活動や行方不明者の捜索を行うなど、日本警察の中核として、日本全体の治安維持に当たる責務も担っている。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条第4項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度から15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需要について適正な負担を求める。

(2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づき、様々な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AIなどの新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、新たなICTを活用して状況を予測することで、対応策の決定等を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人入国者数は減少しているが、航空貨物を利用したコカイン密輸入事犯など、様々な手口による薬物密輸入事犯が相次ぎ、また、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

今後の国際的な人の往来再開により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯及び外国人が嗜好するコカイン等の違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 現行の15億円から25億円に増額すること。

(2) 各種警察活動の高度化・迅速化・効率化を図るため、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。

(3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、

○ 携帯型薬物特定システム

○ コカイン予試験試薬

等の装備資機材の充実強化を図ること。

2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材を充実させること。

<現状・課題>

暴力団情勢については、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件が全国で相次ぎ、10府県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定しており、今後、対立抗争がエスカレートした場合、都内に所在する暴力団事務所等が対立抗争のターゲットとなり、都内においても、銃器を使用した対立抗争事件の発生が懸念される。

また、昨年、自宅内で拳銃を隠し持っていた暴力団員を検挙するなど、都内における銃器情勢も引き続き警戒が必要である。

これらの情勢を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒、視察を強化し動向を注視しているところであるが、今後も、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等により、都民、国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締りのため、捜査活動に資する装備資機材の充実を図ること。

3 大規模災害対策の推進

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資器材の充実強化を図ること。
- (2) 大規模災害等発生時における緊急通報（110番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

<現状・課題>

- (1) 警視庁では、時間と場所を選ばずに発生する災害等に素早く対応するため、高度な救助技能を有する部隊を編成し、災害等に迅速・的確に対応するための体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災をはじめとした、国内・海外を問わず発生する大規模災害等にもこれらの部隊を派遣し、救出・救助活動を行っている。

このように、大規模災害等が発生すれば即時に対応を求められているほか、首都直下地震はいつ発生してもおかしくない指摘されている状況であることから、常に万全の資器材を備えておく必要がある。

- (2) 警視庁における110番通報の受理は、23区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎4階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎4階、立川市緑町）の2箇所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊した場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの110番通報の受理と無線指令を行うこととしているが、110番通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、110番通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備及び体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、最先端技術を駆使した災害対策資器材の充実強化を図ること。
- (2) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討すること。

また、110番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実にできる態勢の確保を求めること。

4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じ、令和2年中は、2,246人と前年比では減少したものの、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

また、都内の大麻事犯における検挙人員のうち、未成年者を含む30歳未満の年齢層の占める割合が半数を超え、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、薬物乱用防止を目的とする視聴覚DVDを作成し、YouTube警視庁公式チャンネル内で視聴を可能にしているほか、昨今の大麻に係る誤った情報の氾濫に対し、警視庁ホームページや警視庁ツイッターに大麻の危険性をまとめた「No More大麻」を掲載するなど、インターネットやSNSなどのメディアを通して青少年を含む都民に対し広く薬物乱用防止を訴えるとともに、大学生を対象に、コロナ禍におけるリモート講義を活用した薬物乱用防止講座を実施するなど、広報啓発活動を推進しているところである。

また、令和2年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約7割が再犯者であるという現状を踏まえ、警視庁では、『NO DRUGS警視庁』と銘打ち、薬物再乱用防止に向けたセミナーを実施しているところ、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」及び「再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、平成31年3月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことに伴い、今後、国、都及び市区町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していかなければならない。

そこで、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、若年層をターゲットとした広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演、薬物再乱用防止対策に効果的な唾液による簡易薬物検査キットを導入したセミナー等の充実を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) テレビ放送だけでなくインターネット・SNS等広域かつ不特定多数が視聴するメディアを活用するなど、国民が安易に違法薬物に手を出さないよう広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

5 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

令和2年中は、児童虐待事案における児童相談所への通告数が過去最高になり、都内のストーカー事案や配偶者からの暴力事案（DV）等の相談件数が高水準で推移するなど、人身安全関連事案を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。

また、子供がSNSを介して福祉犯罪等の被害に遭う事案や「JKビジネス」に関連して性的被害に遭う事案が依然として後を絶たないほか、女性の意に反してアダルトビデオへの出演を強要するなどの女性に対する人権侵害も問題となっている。

さらに、近年、登下校中の子供等が襲われる事件が発生するなど、子供や女性が被害者となる犯罪の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成30年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における子供の安全確保のための対策を推進している。

これら諸問題に対しては、警察のみならず関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策をはじめ、アダルトビデオ出演強要・JKビジネスに係る犯罪被害及びSNSの利用に起因した犯罪被害の防止対策のほか、通学路等における子供の安全確保対策など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を関係行政機関、民間団体及び業界団体等と連携して推進すること。

6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する機器を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生し、都民、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっている。

被害を防止するためには、都民、国民に対して、「犯人からの電話に出ない」ことが被害防止につながることや、最新の手口や手段などを的確に把握して、分析した情報の効果的な広報啓発により、広く国民に周知することが不可欠であることから、全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な実施が必要である。

また、犯行予兆電話（アポ電）をきっかけとした強盗事件が発生している状況もあることから、こういった被害に遭わないために、高齢者宅に「自動通話録音機」をはじめとした防犯機器の設置を推進する必要もある。

特殊詐欺やアポ電をきっかけとした強盗事件等の被害防止のため、国においても、機器の充実強化を図ることが望まれる。

<具体的要求内容>

- (1) テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の最新の手口や手段等を、スピード感をもって、的確に周知するための広報啓発活動を推進すること。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する「自動通話録音機等の機器の充実強化を図ること。

参 考

【令和2年中の特殊詐欺被害状況(暫定値)】

都内	認知件数	2,896件 (前年比-919件、-24.1%)
	被害金額	約63.4億円 (前年比-約12.5億円、-16.4%)
全国	認知件数	13,526件 (前年比-3,325件、-19.6%)
	被害金額	約277.8億円 (前年比-約38.0億円、-12.0%)

7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動を推進するために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

コロナ禍がもたらした新常態時代では、DXが更に加速しており、社会活動におけるコミュニケーション手段がオンラインへと移行し、ビジネスはリモートへ、買物はネットショッピングへと、国民にとってインターネットの利用が不可欠になっている。

一方で、国内における個人情報流出事案が相次いで公表され、また、実在のサービス等をかたって個人情報を詐取するフィッシングについても、フィッシング対策協議会が受けた令和2年中の報告件数は、前年比約4倍に急増している。

加えて、警察庁公表の「令和2年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（令和3年3月4日警察庁広報資料）によれば

- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数の増加
- 令和2年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が過去最多
- 新型コロナウイルス感染症に関連するサイバー犯罪を疑われる事案として、マスク不足に便乗した詐欺サイトや偽の給付金の申請サイト等の出現
- テレワークの導入が進む中、事業所と比較してセキュリティが確保されていない自宅等のテレワーク環境や、テレワーク用のソフトウェアのぜい弱性等を狙ったサイバー攻撃の発生
- データの暗号化のみならず窃取を敢行し、対価を支払わなければ当該データを公開するという二重恐喝を行う等のランサムウェアによる被害の悪質化

等の特徴が見られるなど、サイバー空間をめぐる脅威は複雑化・巧妙化しており、依然として深刻な情勢下にある。

以上の情勢を踏まえ、サイバー犯罪による被害を防止するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民や民間事業者における自主的な対策が重要であることから、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略の改定について(平成30年9月6日警察庁乙官発第11号ほか)」において、民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が掲げられている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発、都内全ての区市町村及び商工会議所等と締結した協定に基づき中小企業支援を実施する等、広報啓発活動を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には、都道府県の境がないことから、全国各地から国民が集まる首都・東京において、都民のみならず、国民への波及効果がある広報啓発活動を積極的に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- (1) グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- (2) サイバー犯罪の手口や基本的対策などをわかりやすく解説した啓発用映像を制作し、広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するなど、街にあふれる発信チャンネルを活用した大規模な広報啓発イベントの開催
- (3) 実際にパーソナルコンピュータに触れながら学ぶことができる中小企業者を対象とした実践型セミナーを実施

する等、総合的な対策を強化・推進するための財源を確保すること。

8 特例施設占有者に対する権限行使の義務化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

<現状・課題>

令和元年まで、拾得物取扱量が急増し、令和元年中は都内において約415万件という過去最多の数字を記録するなど、拾得物取扱件数が増加し続けている状況にあった。

令和2年は、コロナ関係の影響で、約281万件、前年比約3割減であったが、コロナ関係が解決されれば、令和元年中の拾得取扱件数に戻るものと思料される。

そこで、遺失物業務に係る事務の見直し等を実施することが当庁としての喫緊の課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割を占め、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約4割を占める現状にある。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、そのほとんどは、これによらず警察署に提出している状況であり、警察署の大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

特例施設占有者に対し、遺失物法（平成18年法律第73号）において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

4 国民保護事案に関する対策の推進

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) 北朝鮮のミサイル発射や核実験に関する情報収集、地方公共団体や国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 国民に対して普及啓発を積極的に行い、国民保護の事態に応じた対応に関する理解を一層促進すること。
- (4) EMP（電磁パルス）攻撃について被害予測や対策などを的確に実施するとともに、地方公共団体などに対しても情報提供を行うこと。

<現状・課題>

北朝鮮は、平成28年から平成29年にかけて弾道ミサイル発射を繰り返し、日本の排他的経済水域や太平洋上に落下する事態もたびたび生じており、一部の地域においてはJアラートによるミサイル発射情報の伝達が行われた。

また、平成29年9月3日には6回目の核実験を強行するなど、こうした北朝鮮の挑発行動は北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

北朝鮮は平成30年4月に核実験と大陸間弾道ミサイル発射実験中止、北部の核実験場廃棄を宣言し、その後、南北首脳会談、米朝首脳会談が実施された。これらの会談では、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むこととしたものの、いまだ米朝間で合意に至っていない。このため、非核化や既存ミサイルの廃棄が実現されたわけではないことに加え、令和元年5月以降、北朝鮮は短距離弾道ミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。

さらに、通信・電力等のインフラが狭い国土に集積している我が国においては、EMP攻撃も深刻な問題である。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細

な情報及び核実験に関する情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。あわせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。

- (3) 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。
- (4) EMP攻撃については、国民生活に不可欠な社会的インフラに対し、広範囲にわたり多大な影響を及ぼすことが懸念される事案であり、国として対応すべき課題である。そのため国は検討を加速化させ、被害や国民生活への影響を予測し、対策についての的確に実施するとともに、早急に地方公共団体や国民に対しても情報提供を行うこと。

参 考

○ 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射の最近の状況

【核実験実施】

- 平成29年9月3日（6回目）
 - 平成28年9月9日（5回目）
 - 平成28年1月6日（4回目）
- など

【弾道ミサイル等発射】

- 令和元年5月4日以降、令和3年10月19日まで（短距離弾道ミサイル等を合計21回、40発発射）
 - 平成29年11月29日（排他的経済水域に着水）
 - 平成29年9月15日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
 - 平成29年8月29日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
- など

○ 朝鮮半島の非核化に向けて実施された主な会談

- 平成30年4月27日
南北首脳会談（朝鮮半島の完全な非核化実現を目標とした「板門店宣言」署名）
- 平成30年6月12日
米朝首脳会談（シンガポール）（朝鮮半島の完全な非核化に取り組む「共同声明」署名）
- 平成31年2月27日、28日
米朝首脳会談（ベトナム・ハノイ）（非核化に向けた交渉決裂）
- 令和元年6月30日
米朝首脳会談（板門店）（非核化交渉の再開に合意）